

別表（第2条、第3条関係）

区分	交付額
病院	10万円
一般診療所（有床）	7万5千円
一般診療所（無床）	5万円
歯科診療所	5万円
薬局	2万5千円
障がい者入所施設	10万円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づくグループホーム	3万円
障がい者通所事業所	3万円
障がい児通所事業所	1万5千円
障害者総合支援法に基づく訪問介護事業所	1万5千円